

「令和 8 年度下関市奨学金返還支援補助金制度広報業務」仕様書

1 業務の名称

令和 8 年度下関市奨学金返還支援補助金制度広報業務

2 業務の期間

契約締結の日から令和 9 年 3 月 3 1 日（水）まで

3 委託者

下関市（以下「甲」という。）

4 業務の目的

下関市奨学金返還支援補助金制度の対象者に応じた的確なターゲティングを行い、若者への訴求力が高い SNS 広告、ショート動画、デジタルサイネージ等の活用により効果的に情報発信を行い、制度利用者の増加を図る。

5 本事業の主な対象者

ア 大学等に在学中の 2 0 代の新卒就活生

イ 「就職」「転職」に興味のある 30 歳未満の方

ウ 「起業」に興味ある方

6 動画・静止画等の素材について

動画配信及びデジタルサイネージを活用した情報発信に使用する動画・静止画等の素材については、甲の提供するものを配信すること。

Instagram、 TikTok	25 秒広告(制度概要) 3 本 ※大学生、移住者、転入者向け 各 1 本 縦型 9 : 1 6 (1,080×1,920)
YouTube	4 分 57 秒広告 1 本 (制度説明) 横型 1 6 : 9 (1,920×1,080) 25 秒広告(制度概要) 1 本
動画形式	MP 4 形式
そ の 他	制度説明以外の素材は、甲と協議のうえ加工しても構わない

7 業務内容

本業務の業務内容は以下のとおりとする。

(1) 動画配信業務

ア SNS 広告の配信は YouTube、Instagram、TikTok とする。アカウントは受託

- 者で開設し、管理運営すること。TikTok については広告配信専用として出稿するとする。YouTube はインストリーム広告とする。
- イ SNS 広告のリンク先は「下関市ホームページ内“奨学金返還支援補助金制度”」のページとする。
- ウ 対象者に応じた効果的な期間及びエリアを甲と協議のうえ決定し、配信する。
- エ リーチ数は以下のとおりとする。
- ・YouTube リーチ数 70 万以上
 - ・Instagram リーチ数 70 万以上
 - ・TikTok リーチ数 40 万以上

(2) デジタルサイネージを活用した情報発信

デジタルサイネージ（電子看板）を活用し、大学において動画等を放映する。

- ア 対象者に応じた効果的な放映場所及び放映期間を甲と協議のうえ決定し、放映する。
- 放映場所は、関西以西の市外大学10校以上。
- なお、同じ大学内に複数台のデジタルサイネージが設置されていても、同一の場所とみなし1カ所と数える。
- イ デジタルサイネージ機器が設置されていない場所については、サイネージ機器の選定・調達・搬入・設置・メンテナンス・業務完了後の撤収等をあわせて行うこととする。この場合の動画・静止画については、「下関市奨学金返還支援補助金制度」以外のコンテンツを放映する場合がある。
- ウ デジタルサイネージ放映場所との交渉、デジタルサイネージ放映の運営等に関する調整は全て受託者にて実施すること。
- エ デジタルサイネージ設置にかかる経費が当初の想定より下回った場合は、SNS 公告の配信場所の追加提案や期間の延長など予算の限り最大限の業務を継続すること。

(3) 配信、放映方法の見直しの提案

広告を行った結果、効果の検証に基づき、現行より効果が高い地域、媒体等が判明した場合は、根拠とともに甲に対し助言及び提案を行い、協議のうえ変更することができる。

(4) 協議・報告

- ア 業務の実施にあたっては、必要に応じて甲と協議すること。
- イ 毎月の業務の実施を完了したときは、その月の業務の実施状況及び成果目標の達成状況に関する報告書を提出すること。あわせて、効果分析を実施し、報告書を提出すること。
- ウ 配信業務においては、定期的な報告（週1回程度）及び協議を行うこと。

8 成果報告書の提出

業務の実施を完了したときは、成果報告書を提出すること。

9 特記事項

業務の履行に伴い、次の事項を遵守すること。

- (1) 個人情報の取扱いについては、別紙2「個人情報取扱特記事項」のとおりとする。
- (2) しものせきエコマネジメントプランに基づく環境に関する取扱いは、別紙3「特記仕様書（環境編簡易）」のとおりとする。
- (3) 下関市暴力団排除条例による措置については、別紙4「下関市暴力団排除条例による措置に係る特記事項」のとおりとする。

10 その他の留意事項

- (1) 業務の進捗を管理する責任者を1人配置すること。
- (2) 関係機関と連携し、必要な情報の提供など十分に配慮すること。
- (3) この仕様書に定めのない事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。
- (4) 各媒体において、広告ポリシーに抵触するなど配信はまた放映が困難になった場合には、素材加工等を講じ速やかに再配信等ができるようにすること。